

市川市立第四中学校同窓会会則

第1章 総 則

- 第1条 本会は市川市立第四中学校同窓会とする
- 第2条 本会は市川市立第四中学校同窓生の親睦を図るためと共に同校の教育に協力してその興隆に寄与することを目的とする
- 第3条 本会は前条の目的を達するためにつぎの事業を行う
- 1 会報及び会員名簿の発行
 - 2 総会及び親睦会の開催
 - 3 生徒の教育及び学校行事に協力すること
 - 4 前各号の他必要な事業
- 第4条 本会の事務局は市川市立第四中学校内に置く

第2章 会 員

- 第5条 本会はつぎの名誉会員及び正会員を以て組織する
- 1 名誉会員 かつて市川市立第四中学校に在職した職員及び現在在職する職員、顧問会の会員
 - 2 市川市立第四中学校を卒業した者

第3章 役員及び役員会

- 第6条 本会につぎの役員を置く
- | | |
|--------|------|
| 1 名誉会長 | 1名 |
| 2 会長 | 1名 |
| 3 副会長 | 3名以内 |
| 4 会計 | 2名以内 |
| 5 書記 | 2名以内 |
| 6 顧問 | 若干名 |
| 7 理事 | 各期代表 |
- 第7条 名誉会長には市川市立第四中学校を推薦する
- 第8条 会長は理事会の推薦に基づき総会に於いて正会員の中から選出する
会長は本会を代表し会務を統括し、事務局員を置くことができる。
- 第9条 副会長は会長が承認して総会の賛同を得て正会員の中から指名する
副会長は会長を補佐し会長事故ある時は会長の職務を代行する
- 第10条 顧問は会長が総会の承認を得て決定する
顧問は本会の運営その他重要な事項について会長の諮問に応ずる
- 第11条 理事は卒業時の生徒会長及び副会長とする
理事は本会の運営に参画し会務を分掌する
- 第12条 会長 副会長 顧問及び理事の任期はすべて3年とする
但し再任を妨げない

- 第13条 本会の役員会を理事会とし必要に応じて会長が之を招集する
- 第14条 理事会は総会の議決した事項の執行 予算決算その他必要な会務の処理を議決する 理事会の理事は出席者の過半数を以て決定する
可否同数なる時は議長の決定するところによる

第4章 総会

- 第15条 定期総会は3年毎に会長が招集する
必要ある場合には会長は理事会の承認を得て臨時総会を招集し得る
- 第16条 つぎの事項は定期総会に附議しなければならない
- 1 会務の報告
 - 2 会長及び理事の選出
 - 3 会則の変更
 - 4 その他理事会の提出した議案の議決
- 第17条 総会の理事は出席会員の過半数を以て決定する
可否同数なる時は議長の決定するところによる

第5章 会計

- 第18条 本会の経費は会費寄附金及びその他の収入を以てあてる
- 第19条 正会員の会費は入会金とし卒業時に納入する
但し必要ある場合には理事会の議決を経て寄附金を募集することができる
- 第20条 本会の会計年度は毎月4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする
- 第21条 本会の収支決算報告は定期総会に於いて行う

附則

- 1 理事の定数については原則として正会員につき卒業各期より2名ずつ選出する
- 2 新規加入正会員の会費徴収については卒業時に学校側に委任する

平成21年10月17日
一部改訂 令和7年10月2日